

第五回國會衆議院文部委員會會議錄第十五号

昭和二十四年五月十一日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 原 彪君

理事佐藤 重遠君 理事圓谷 光衛君

理事水谷 昇君 理事松本 七郎君

理事今野 武雄君 理事稻葉 修君

岡延右二門君 甲木 保君

黒澤富次郎君 千賀 康治君

高木 章君 田中 啓一君

平澤 長吉君 若林 義孝君

受田 新吉君 森戸 辰男君

小林 運美君 渡部 義通君

船田 亨二君 松本六太郎君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

文部政務次官 柏原 義則君

(學校教育局長) 日高第四郎君

文部事務官 稻田 清助君

(教科書局長) 齋藤 邦吉君

(職業安定局長) 齋藤 邦吉君

労働事務官 齋藤 邦吉君

委員外の出席者

議員 武藤蓮十郎君

衆議院法制局長 入江 俊郎君

参考人 (東京音楽 小宮 豊隆君

学校長) 武藤 智雄君

専門員 横田重左衛門君

五月十日

委員淺香忠雄君辭任につき、その補

欠として平澤長吉君が議長の指名で

委員に選任された。

五月十日

年齢のとなえ方に関する法律案(田

中耕太郎君外十七名提出、参法第四

号)(予)

同日

山口市に國際文化館建設の請願(佐

藤榮作君外一名紹介)(第一四六四

号)

新制中学校建設費助成等に関する請

願(小林信一君紹介)(第一四七三

号)

「婦人の日」を祝祭日に指定の請願

(戸叶里子君紹介)(第一四七四号)

六・三制完全実施のため予算確信に

関する請願(戸叶里子君紹介)(第一

四九一号)

新制中学校建設費助成に関する請願

(小林信一君紹介)(第一四九二号)

教育予算確保に関する請願(池田峯

雄君紹介)(第一五〇八号)

宮城學藝大學設立の請願(庄司一郎

君外五名紹介)(第一五三四号)

世界曆採用に関する請願(柏原義則

君紹介)(第一五三五号)

六・三制完全実施のため予算確保の

請願(渡部義通君外一名紹介)(第一

五五四号)

新制中学校建設費助成に関する請願

(田代文久君紹介)(第一五五七号)

文化財の保存及び保護に関する請願

(船田亨二君外三名紹介)(第一五五

九号)

の審査を本委員会に付託された。

同日九日

新制中学校施設整備に関する陳情書

外五件(岩手縣胆沢郡前沢町長永井

勝一外三千八百名)(第三二八号)

書道を必須科目に復元等の陳情書

(熊本師範学校教授藤勝次)(第三

四六号)

新制中学校施設整備に関する陳情書

(北海道岩内町宮園中学校會津鶴雄

外一名)(第三六〇号)

六・三制完全実施のため全額國庫補

助の陳情書(長野市長野縣廳内長野

縣町村議長會長宇都宮支)(第三六三

号)

同日十

新制中学校施設整備に関する陳情書

(室蘭市長熊谷健雄)(第三六六号)

六・三制完全実施のため國庫支出金

増額の陳情書(富山縣東礪波郡町村

會)(第三六七号)

六・三制に伴う中学校整備費全額國

庫補助の陳情書(北見市議會議長池

田七郎)(第四〇三号)

六・三制完全実施のため教育予算増

額の陳情書(北海道浦河郡浦河町小

川ケン外八百五十二名)(第四一五

号)

六・三制校舍建築予算に関する陳情

書外五件(神奈川縣議會議長加藤詮

外五名)(第四一六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

國立學校設置法案(内閣提出第一三

〇号)

學校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一一六号)(予)

派遣委員より報告聴取の件

○原委員長 これより會議を開きま

す。

去る四月二十七日から三十日まで四

日間、法隆寺災害の實地調査のため委

員を派遣いたしましたことは御承知の

通りであります。ただいまから派遣

委員の方より報告を聴取いたします。

水谷君。

○水谷(昇)委員 かねて本委員会から

議長あてに申し出ておりました四月二

十七日より四日間の法隆寺視察の件

は、委員長の方から御高配により

ましてようやく出発予定の前日、すな

わち二十六日に運営委員會の認めると

ころとなり、同日夕刻委員長より派遣

せらるべき議員と専門員の指名があり

ましたので、即夜現地に連絡いたしま

して、予定通りに翌二十七日出発、お

かけをもつて所期の目的を果すことが

できました。はなはだ僥越であります

が、私から簡単にまずその模様を御報

告申し上げまして、足りない部分は同

行委員各位からあとで十分に補つてい

ただきたいと存じます。

派遣議員は伊藤郷一君、淺香忠雄

君、受田新吉君、渡部義通君の四名に

不肖私で五名、それに武藤専門員が同

行せられましたが、なお若林義孝君が

私費をもつて参加せられましたことは

大に意を強うするものであります。

すなわち一行は委員長長の御指示通り

に四月二十七日午後七時東京駅発、翌

二十八日午前七時五十二分奈良駅着、

出迎への奈良縣松友教育長と視察日程

打合せの後、法隆寺に直行、親しく金

堂を初め五重塔、聖靈院、食堂、宝物

館、夢殿等を視察し、中宮寺や保存工

事事務所、壁面のいわゆる記憶模写の

現場にも立ち寄りまして上、寺務所に

おいて佐伯實主以下の法隆寺側、乾技

官以下の保存工事事務所側、また文部

省の委嘱によりまして折から出張調査

中の國家消防廳並びに東京消防廳事務

官、それに奈良縣廳側を加えまして

懇談を重ねました。

調査の概要を申し上げますと、まず

金堂内部であります。全部が残るく

まなくむし焼となつております。惨憺た

る状況は、まつたく眼をおおわしめる

ものがありました。

回顧すれば、一昨年第一回國會當

時、時の文化委員長福田繁芳君は本會

議での緊急質問において、國宝重要美

術品の散逸は、奈良、京都を爆撃から

救つたウォーナー博士に対して相済ま

ないと申されましたが、そのウォー

ナー博士は今度の金堂火災を聞知せら

るるや、ただちに翌一月二十七日フォ

ッグ博物館に壁面展覧会を催しそのみ

ずから執筆せられた解説において、こ

の法隆寺金堂をヴァチカンのシステ

ン・チャペルやスタンブルのアヤ・

ソフィヤに比せられたそうでありまし

が、その傷心はいかばかりでありまし

たでしょうか、われ／＼はいまさら何

とおわびを申し上げてよきや、その辞

に窮する思いがいたしました。一千年

以上も前の木造建造物が今なお厳然と

して存在していたこと自体が奇蹟と申

すべきかもしれませんが、われらの祖先はよくこれを持ちこたえてきたのでありますから、われ／＼としてはこの際十分に反省し、二度とこのあやまちを繰返さない決意が肝要と存じます。とまれこの金堂の火災前後の状況につきましては、過日武蔵専門員より本委員会におきまして詳しい報告がありましたので、ここでは重複を避けまして、次の諸点を指摘するにとどめたいと存じます。

先ず金堂の復元につきまして、第一に問題となりますのは、焼けた円柱の措置であります。外陣の円柱十八本は約三分の二、すなわち堂の内部に面した部分だけしか焼けておりませんので、この部分はいわゆる張りつけ補強すれば十分でありましようが、内陣の円柱はいずれも深さ二寸くらい丸くけとまり、火氣が相当に浸透しておりますので、はたしてこれ以上層をささえる力があるか、またほぞも焼けているということなど、この際十分に検討すべきであると存じます。

次に雲肘木は飛鳥の姿として、少しでも多く現状のまま残すことが望ましいのでありますが、幅が三尺もある八枚のとびらは、現在ではとりかえるべき木材を見つけないことが絶対に不可能となりましたので、結局樹脂注射でこげた部分を固めるか、ないしはこの部分を除去して別材を内側から張りつけるかが問題となるわけでありましよう。

壁面の焼失は何といつてもあきらめ切れないものがあります。あの鋭い鉄線描とゆたかな色彩は、もはやありし日の面影をしのぶべくもありませんが、ここにゆるがせにできないことは火災以来、従来からの壁面の亀裂がや

やがれかけていることであります。絵具の剝剝も心配でありますけれども、この壁面全体の補強こそ急を要するものと思われましよう。火災以来宮本氏が施しましたアクリル樹脂の注射も、薬品がないとの理由で、わずかに六号壁だけが全部の吹きつけを終えたと過言できません。四囲の柱が焼けて壁面に密着した部分が離れ、わずかにぬきで持つていた壁のことですから、早急に対策が立てらるべきであります。

ついでに五重塔について一言いたしますならば、この方はすでに万端の調査が行き届いておりますので、その復元の支障はまずないと存じます。その際塔の高さは創建当時の百四尺に改められましようし、各層の軒たたる木も長さ九寸、瓦も一枚分延ばされた木端と尾たる木端の金具も創建当時のものにかえらるべきであります。空洞深く秘められた佛舍利納器を明けるかいは別な問題として検討せられましよう。

また防火のための國宝建造物のアイレーションとか、警火装置を初め消火栓の増設や、さしつかえない箇所でのスプリンクラーやドレンジャーの取付もなさるべきであります。

来る五月十九、二十両日には再び法隆寺で保存協議会が開かれるわけでありましようが、去る二月五、六両日にわたつての法隆寺復興対策協議会で未解決のまま残された諸問題が打開せられんことを祈つてやまない次第であります。保存機構の簡素化と責任の明確化もぜひこの際なし遂げられたいものであります。そして金堂や五重塔の復元が急がなければならないませんが、氣にかかるのは工事担当陣の人材の貧困で

あります。大岡、浅野両専門家を失つたことは、その責任問題は別といたしまして、一抹の寂寥感も争えないものがあります。

午後三時法隆寺を辭し、奈良に帰つて正倉院を拜観いたしました。周囲に十分な空地を持ち、風よけ火よけのための樹木も吟味して植えつけられ、避雷針や消火栓も完備し、人の立ち入り制限して常時警察官一名を見張らせている、この保存状態はまず完璧と申すべきであります。興味ある古裂や麻布疊表などの御物を拜観の後、縣廳におもむいて野村知事と懇談し、柏原政務次官の東道によりまして丹波市に天理圖書館を視察の後同町に一泊、翌二十九日は奈良市内における要修理國宝建造物のおもなるものを調査いたしました。すなわちまず藥師寺を訪れ三重塔、南門、鎮守八幡社殿等を視察いたしました。昨年六月旧文化委員会において出張調査の折崩壊に瀕していたこの若宮本殿が時の小川委員長の努力によりまして今春四月修理を終えておりましたことは、せめてもの慰めであります。次いで唐招提寺講堂、法華寺本堂を経て極樂院の修理現場に立ち寄り、さらに十輪院本堂、新藥師寺本堂、春日大社本殿を視察して東大寺廻廊を調査いたしました。

奈良縣下における要修理の國宝は、昨夏國會に寄せられました諸請願書に記載分だけで四十二件に上つております。同縣においては焦慮の余り修理費捻出のために宝くじの賣出しを敢行し、今また國宝保存募金運動を起してありますが、私どものささやかな調査によりまして、早急修理の必要が痛感せられた次第であります。

かくして二十九日夜大阪駅発東上、翌三十日静岡市登呂遺跡を踏査いたしました。この遺跡につきましては本委員会におきましてしばしば紹介せられましたので、いまさら申し上げる必要はないと存じますが、とにかく農耕地までも含めた古代聚落の遺跡は実は世界でもまれなものでありますので、ぜひとも予定通りの完全発掘を行いたいものであります。

以上がこのたびの視察の大要であります。文化財、ことに國宝の危機はただに奈良縣下にとどまらず、しいて申し上げますならば、わが國の國宝建造物の大半が瀕してゐると申すも過言ではありません。今次國會におきましての本委員会に付託せられております諸請願書によりまして、中尊寺や富貴寺や日光の二社一寺などもそのようでありましよう。國宝だけではなく、たとえ桂離宮のごとき建物も庭もその荒廢まことに痛ましいものがあります。

この現状を認識し十分な予算と慎重な科学的措置を容易ならしめ、一日も早く救急の道を開いて文化日本の実とあげることこそ、本委員会の責務と申さなければなりません。これがためにはなお國宝保存法や重要美術等に関する法律の改正も必要であります。ここに付言したいのは、陳腐なる言葉ながら、制度よりも人というところでありましよう。法隆寺火災以来、いたいけな学童さえも痛心の余り復興のための淨財を寄せております。われ／＼はマウント・ヴァーノンなるワシントン家の保存運動に乗り出した一婦人にかんがみ、またモナ・リザの像が、ルーブル博物館から姿を消しただけで引責辭職したフランスの文相の態度を思

い、この際文化財に対する世人の関心を大いに高めなければならぬと存じます。國宝保存の調査は、実は開會中だけでは不十分でありますので、ぜひともこれは継続審議とし、休會中も委員会として活動できるよう、特に委員長の御配慮を煩わしいと思ひます。終りに、今回のわれ／＼の出張が早急の計画であつたにもかかわらず、かくも順調に行われ、しかも多大の收穫をあげる事ができましたのは、文部省と奈良縣に負うところが多いためでありまして、まことに感謝にたえません。別して柏原政務次官の御厚意を銘記しなければなりません。同氏は、われわれのためにわざ／＼行を共にして西下、親しく日程の編成から、乗物や宿泊のせわまでせられたのであります。ここに同僚諸君とともに、同君に對し厚くお礼を申し上げて、私の御報告を終りたいと存じます。どうぞ、足らないところは、同行の委員諸君から補足していただきたいと思ひます。

○原委員長 ただいま水谷委員から、このたびの法隆寺を中心としての文化財御調査につき、るる御報告がございました。私どももさながら目の前に見えて、かたあたたかい御日程であつたにもかかわらず、多大の收穫を得られたことは、ひとえに委員各位の御熱心な御努力のたまものであると厚く感謝申し上げます。なお柏原政務次官には、終始同行、万端ごあつせんいただきました。ありがとうございます。

この法隆寺視察委員派遣のことにつきまして、過日運営委員会に、派遣出張方を私が説明いたしました際に、特に幣原議長より発言を求められまし

て、この壁面の保存につきまして力説されたのでございます。さらに昨日は、特に議長が会いたいというところで、議長室に参りましたところ、幣原議長より、アメリカのウォーナー博士がフロッグ博物館に、自分が秘蔵しておつた法隆寺壁面の原寸大の写真をかへまして、展覧会を催されたこととお話されて、その原寸大の壁面写真の原版が日本にあるはずである、これを永久に保存することが、日本の文化のためにも必要なことであると自分は思うが、文部委員会でも、このことを取上げて協力してはくれないかというお話がございました。ちようどその原寸大の壁面写真を持参いたしましたから、ごらん願ひたいと思います。

この原寸大の写真原版の永久保存をはかることは、何をしても必要なこととありますし、またその焼付若千組を調製し、ないしは原色版によつて壁面の印行をいたしまして、後世に傳へ、内外の要望にこたえますことは有意義なことと存じますが、具体案につきましては、いづれ理事会にお諮りいたしまして、これが実行については文部当局とも、あるいは博物館なりともよく協議いたしまして、ともかくも本委員会におきましては、この壁面写真の保存をはかるという方針につきまして、委員諸君の御賛成を得たいと思ひます。御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○原委員長 それではさようおとりはからいいたします。  
法隆寺につきまして、ほかに御発言ございませんか。

○千賀委員 法隆寺の災害につきまして、委員諸君、その他関係の諸君が非

常に調査のために活躍をせられまして、いろいろ貴重な資料を得られたことは、まことに満腔の賛意を表するものでございませう。しかしながら、法隆寺はわれわれ民族が持つておつた一番古い木造建築であり、古い壁面である、かような意味で特にわれわれは尊重するものであります。が、戦争のために何百という大都市が災害を受けて、ある地方の、また個人の財として保存せられた國宝ないしは國宝に準ずる貴重な資料の焼け出されたことは、実におびただしいものであります。およそどれくらい日本のさような宝が減つたであらうかというところは、計算することさへもできない莫大なものでございませう。この比率が大きければ大きいほど、現在残つておる國宝ないしはこれに類するもの貴重さの度合いは、正比例して倍加しておるものであります。そこで残つた文化財を大切にすること、うようなことは、これも実に重要なこととございませう。われわれはここの残つたもので、これを大切にすることが、可能であつて、しかも適切な民族の仕事であると思ひます。ところが現在かような観点に立つてわれわれが焼け残つた宝を見まするときに、そこに非常にそまつにされておつて、私の考へておることと逆行しておるようなことがずいぶん多いと思ひます。たとえば赤坂離宮に参りまして、あの輪奐の美をきわめた建築は、およそ当時の日本人の建築科学の粋を集めたもので、実に優秀なるものでございませうが、その保存は実に遺憾な点が多いと思ひます。一々例をあげると、あまりにも煩雜であります。が、中の湿度の調節が

悪いため、たとえば使われないところをいつまでも締め切つて放つておくから、そのために湿度と温度の調節を失つて、ベニヤがどろどろはげて行く、あるいは木材部に施してあるニスが亀裂を生じたり、あるいははげかかつて、こゝろに貴重な建築の中に住む人たちが、これを使つておる人たちが、さほど貴重なものであるというのを認識せず、不注意のために方々に欠損を幾らでもつくつて行く、貴重なガラス類をこわして行つて、貴重な点もあつて、実にそまつに扱つておられます。ああいうりつぱなものも開放されたときには、國民がだれもこゝに入り得る、これを鑑賞し得るということ、もちろん國民の仕合せでありますけれども、もつと大切なことは、その貴重なもの、りつぱなものを取扱ふとき、どのくらい注意しなければならぬいかという、その態度を國民に植へることが非常に必要であると思ひます。現在では、開放と申しましようか、だれでも行けるのだから入れと、これを權利のごとく入つて行くだけであつて、その貴重なものも開放されたために、自分の情操をこれによつて高めて行くといふような、その指導が全然欠けておる。これを入つて行く人々に、さういふ氣持のない人々に考へるといふたつて、なか／＼放つておけば考へない。これはやはり、どつかに指導力がないければいけない。かような國宝あるいは國宝に類するものを保存する、その局に當る人に指導力が必要だと存するものであります。かような点にあまり意を用ひられておらないのでございませう。また現在東京における木造建

築にいたしまして、われわれが一番中心的に親しみ敬つておつたあの御所が焼けてしまつたのでございませうが、残るところの、各宮家のお使いになつておつた木造建築、御殿づくりの、ほんとうに日本式の型を後世に残すべきものでも、大臣が使つたり、議員が使つたり、私自身もそこに一部屋借りて入つておられますが、これを使う者の態度が、さほど貴重なものであるといふことをみんな考へてくれるかどうか、私は実にこゝに疑いを持たざるを得ぬのでございませう。またその中には、國宝に類する書画、骨董のごときが相当ございませう。またこの取扱ひにおきましても、非常に遺憾な点がございませう。取扱ひさえ注意するならば後世に残るべき文化財が、取扱ひの悪いために、あたらず消耗して行く。それが何か他に國家的利益があるならけつこうであります。が、りつぱな文化財を心なく毀損したところで、どこに利益も幸福もあるのではない、これはまつたくむだなことでありませう。ので、かような点につきまして相当私は考へなければならぬ点があると思ひます。かつたあります。かような点でも私はもつと積極的に指導しなければならぬ。いわゆる民主々々といふような言葉で、指導という言葉がほとんど開店休業といひましようか、氣絶したやうな形になつておられますが、必要なところにはど／＼指導力を發揮してけつこうだと思つてございませうが、さような点についてどうやら当局の信念がぐらつきつある。これは大いに目ざめさせまして、私の今例をあげた以外に、ほんとうに残り少くなつたわが國の文化財に、もつと保存のために

周到な注意をしなければならぬことがたくさんあるのでございませう。当局の御意見をあえて伺ひたい。  
いま一つそれに関連をいたします。私が今まで数えあげたものは大体古い形式、古い文化財を尊重する、これは古きをたずねて新しきを知るというやうな面から言つてございませう。が、今までの日本は青少年の思考力といふことについて非常に軽く扱ひつた。これが科学が非常に世界に立ち遅れてしまつた最大原因であります。が、青少年といわず、すべての一般發明家といわず、すべてのくふう創意に對しまして、そうしたことに没頭した人々に対する國家的の報われ方が、非常に日本は少いのであります。これは日本の民衆そのものがやうなものについて非常に興味がないのであります。けれども、当局政府の方は特にこの点に注意を喚起して手厚くしなければ、日本の民衆の行き方、一つの民族のローカル・カラーをつくるためにほんとうに發刺とした日本をつくり出すことは不可能であると思ひます。一つ例をあげて見ますと、たとえば鉄を鍛える刀工におきまして、昔、正宗、村正のごときが名刀をつくつた。當時大名たちは財を盡してこれらの名刀を買ひ入れた。その刀工たちは十分な経済的報酬が得られたのであります。けれども、現在在學がこれに相當するやうな、たとえば採鋳冶金を考へたし、まして、別段それほどの社会的名声を博するものでもなければ、それほど位置を得られるでもない。もつと小さい考案がわれわれの青少年の手によつてなされて、一向社會はこれを見返ろうともいたさない。かような点に

ついで十二分に彼らの考案発明を経済的に報いてやるようになって行きますれば、われわれの民族の將來は發明考案に非常に大きな力を現わすようになると思うのであります。かような点に画期的な變化を與えるべきは今こそその時であると思ふのであります。この点につきまして当局はどうお考えになるか。戦争中に空氣と水とで人間の食べるものをつくらうというようなことが、日本に食糧が少かつたから大分考えられましたが、今日になりますと依然として地を拂つてしまつて、さうなことを言ひ出す人は一人もない、われわれの足らざるところは原始産業の農業に依存して行くというやうなことで、また戦争からしばらく過ぎればかような重要な点にでも發明考案の興味はななくしてしまつておる日本民族であります。結局これはさうな点に指導が手厚くなりさえすれば、必ずこれは復活し得ると思ふのであります。この点につきまして政府当局はどうお考えになるか、これもひとつ伺つておきたいと思ふのであります。

○柏原政府委員 戦争を放棄いたしましたから日本が文化國家として立つて行くのであります。かつて世界から日本は好戰國民だ、戦争が上手な國民で、ほかには能がない國民のやうに外國から誤解されたこともありますが、すでに一枚看板のやうに誤解されておつた戦争がなくなつた今日、日本民族としては何で行くかといへば、文化國家として立つて行くのであります。それなら日本民族は文化的に世界的な優秀な民族であるかどうかといふことも根本的に考えなければならぬ問題だとも思ふのであります。日本の古文化財を

御説の通り見てみますと、西洋にもそれはつばな藝術、美術もたくさんございまして、それに負けぬ程度の日本文化の特色を發揮した、たとえば法隆寺の壁面のようなものを見まして、決して負けていない。また佛像一つ見まして、ミケランジェロの彫刻もつばなあります。それに劣らぬものの中にはあるというやうな観点から見まして、日本民族は鍛えれば、また方法をもつてすれば、つばな藝術も理解し、高度の文化もつくり得る能力のある民族である。私たちは自覺いたしておるのであります。ただ日本の古文化につきまして、民衆は非常に興味を持つ場合と忘れる場合と波を打つことは、時代の影響でいたし方がないのであります。政府といたしましては、新憲法ができて文化國家として立つて行くためには、どうしても古文化財のやうな、日本本來の優秀な音楽にしろ、また彫刻にしろ、また劇のやうなものにしろ、絵のやうなものにしろ、日本本來の優秀な文化財を、放つておけばあるいはなくなるかもしれないという心配もありません。ここに文部省といたしまして、これに力を入れるという考えからいたしまして、文化財を特に保護するし、また文化運動を盛んならしめるやうな方途については、最近内外の情勢に伴ひまして考え出しておりました。今期國會におきまして文化財保護に関する法律案も衆参兩院で取上げていた。提議案される運びになつておるやうであります。それが、さういふやうにいたしまして、しかもそれは民主的にその方面の大家の人——官僚だけの絵も藝術もわからぬ者が杓子定規でやるのは困りますから、民主的にその方面の達

人に相談して、これがつばに保護育成されるやうな民主的委員會をつくり、予算におきましても、インフレで金の値打はありますが、昨年よりよけい出ておるやうでもありません。さらに來年度におきましては、日本民族の特殊性を象徵した方面に力を入れる上におきまして、文化財保護法といふものができまして非常にけつこうだらうと思ふのであります。さういう意圖のもとに進めております。

○原委員長 この際各位に特に御了解を得たいことがあります。会期も余すところ日曜を除きますと五日しかございせんし、審議未了の法律案も五件あります。また議員提出の法律案も一件あるやうでございせんので、審議も非常に容易ではございせん。時間的余裕も十分になく、議員の方の御発言のあつた場合も満足を得られるだけの御発言ができませんやうなことになると思ひますが、さうな事情でございせんので、要点を簡潔に御質疑を賜わらんことを切にお願い申し上げます。審議の円滑な運行に御協力賜わらんことを切にお願い申し上げます。なお本日日程によります質問の方々も非常に多いやうでございせんが、質問の順位によつてこれを許可いたしますと、党派別にかたまるさういふがございせんので、この順位はまことに恐縮であります。委員長に御一任願ひたいと思ひます。

○森戸委員 学校教育法一部改正の重要な点は、いわゆる短期大学の問題でございまして、百九條の「大学の修業年限は、当分の間、第五十五條の規定にかかわらず、文部大臣の認可を受けて、二年又は三年とする」ことができて、「この点であります。大学が教養と研究の水準を高めるために四年制であることを正常とするのは当然であります。同時に諸種の事情から考へて、二年または三年の短期大学が必要である」といふことも、後に述べますやうに方々からの強い要請もあり、現状からもそれが妥當と考へるのであります。まことに適正な改正であると存じております。ただ私が承りたいのは、ここに「当分の間」といたしまして、提案理由によりまして、新制大学の基準に沿わないものの処置として、短期大学が当分の間であるのであるやうに眺めるのであります。その「当分の間」がさういふやうな關係であるやうに眺めるのであります。さうしますと、この短期大学は新制大学を落伍したものか、あるいは、さういふやうな印象を與えるのであります。これははなはだよろしくない、短期大学といふのは十分に大学ができていなければならぬと思ふのであります。この点提案理由並びに「当分」といふ文字はどう解釈したらいいのであります。よろしく。

○日高政府委員 今お話し通り「当分の間」といふことは多少誤解がつきまうと思ふのであります。この改正案を議題といたします。千賀君。

○千賀委員 委員長の御報告もありましたし、今長い質問をさせていたいただいたので棄権をいたします。

○原委員長 ではさうとりはからうことにいたします。

○原委員長 それでは日程に入ります。学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。千賀君。

○森戸委員 学校教育法一部改正の重要な点は、いわゆる短期大学の問題でございまして、百九條の「大学の修業年限は、当分の間、第五十五條の規定にかかわらず、文部大臣の認可を受けて、二年又は三年とする」ことができて、「この点であります。大学が教養と研究の水準を高めるために四年制であることを正常とするのは当然であります。同時に諸種の事情から考へて、二年または三年の短期大学が必要である」といふことも、後に述べますやうに方々からの強い要請もあり、現状からもそれが妥當と考へるのであります。まことに適正な改正であると存じております。ただ私が承りたいのは、ここに「当分の間」といたしまして、提案理由によりまして、新制大学の基準に沿わないものの処置として、短期大学が当分の間であるのであるやうに眺めるのであります。その「当分の間」がさういふやうな關係であるやうに眺めるのであります。さうしますと、この短期大学は新制大学を落伍したものか、あるいは、さういふやうな印象を與えるのであります。これははなはだよろしくない、短期大学といふのは十分に大学ができていなければならぬと思ふのであります。この点提案理由並びに「当分」といふ文字はどう解釈したらいいのであります。よろしく。

○日高政府委員 今お話し通り「当分の間」といふことは多少誤解がつきまうと思ふのであります。この改正案を議題といたします。千賀君。

○千賀委員 委員長の御報告もありましたし、今長い質問をさせていたいただいたので棄権をいたします。

○森戸委員 学校教育法一部改正の重要な点は、いわゆる短期大学の問題でございまして、百九條の「大学の修業年限は、当分の間、第五十五條の規定にかかわらず、文部大臣の認可を受けて、二年又は三年とする」ことができて、「この点であります。大学が教養と研究の水準を高めるために四年制であることを正常とするのは当然であります。同時に諸種の事情から考へて、二年または三年の短期大学が必要である」といふことも、後に述べますやうに方々からの強い要請もあり、現状からもそれが妥當と考へるのであります。まことに適正な改正であると存じております。ただ私が承りたいのは、ここに「当分の間」といたしまして、提案理由によりまして、新制大学の基準に沿わないものの処置として、短期大学が当分の間であるのであるやうに眺めるのであります。その「当分の間」がさういふやうな關係であるやうに眺めるのであります。さうしますと、この短期大学は新制大学を落伍したものか、あるいは、さういふやうな印象を與えるのであります。これははなはだよろしくない、短期大学といふのは十分に大学ができていなければならぬと思ふのであります。この点提案理由並びに「当分」といふ文字はどう解釈したらいいのであります。よろしく。

○原委員長 ではさうとりはからうことにいたします。

○原委員長 それでは日程に入ります。学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。千賀君。

○森戸委員 学校教育法一部改正の重要な点は、いわゆる短期大学の問題でございまして、百九條の「大学の修業年限は、当分の間、第五十五條の規定にかかわらず、文部大臣の認可を受けて、二年又は三年とする」ことができて、「この点であります。大学が教養と研究の水準を高めるために四年制であることを正常とするのは当然であります。同時に諸種の事情から考へて、二年または三年の短期大学が必要である」といふことも、後に述べますやうに方々からの強い要請もあり、現状からもそれが妥當と考へるのであります。まことに適正な改正であると存じております。ただ私が承りたいのは、ここに「当分の間」といたしまして、提案理由によりまして、新制大学の基準に沿わないものの処置として、短期大学が当分の間であるのであるやうに眺めるのであります。その「当分の間」がさういふやうな關係であるやうに眺めるのであります。さうしますと、この短期大学は新制大学を落伍したものか、あるいは、さういふやうな印象を與えるのであります。これははなはだよろしくない、短期大学といふのは十分に大学ができていなければならぬと思ふのであります。この点提案理由並びに「当分」といふ文字はどう解釈したらいいのであります。よろしく。

○日高政府委員 今お話し通り「当分の間」といふことは多少誤解がつきまうと思ふのであります。この改正案を議題といたします。千賀君。

○千賀委員 委員長の御報告もありましたし、今長い質問をさせていたいただいたので棄権をいたします。

○森戸委員 学校教育法一部改正の重要な点は、いわゆる短期大学の問題でございまして、百九條の「大学の修業年限は、当分の間、第五十五條の規定にかかわらず、文部大臣の認可を受けて、二年又は三年とする」ことができて、「この点であります。大学が教養と研究の水準を高めるために四年制であることを正常とするのは当然であります。同時に諸種の事情から考へて、二年または三年の短期大学が必要である」といふことも、後に述べますやうに方々からの強い要請もあり、現状からもそれが妥當と考へるのであります。まことに適正な改正であると存じております。ただ私が承りたいのは、ここに「当分の間」といたしまして、提案理由によりまして、新制大学の基準に沿わないものの処置として、短期大学が当分の間であるのであるやうに眺めるのであります。その「当分の間」がさういふやうな關係であるやうに眺めるのであります。さうしますと、この短期大学は新制大学を落伍したものか、あるいは、さういふやうな印象を與えるのであります。これははなはだよろしくない、短期大学といふのは十分に大学ができていなければならぬと思ふのであります。この点提案理由並びに「当分」といふ文字はどう解釈したらいいのであります。よろしく。

て「当分の間」といたしてあるわけでございます。この点についても十分御審議、御検討をいただきたいと存じております。

○森戸委員 たいだいま学校局長のお話であります、將來四年制なるものの一時的の準備期間であるというそれだけではなく、積極的な短期大学の必要があるというのを承りましてはなはだ私同感であります。同時に「当分」というのは実験的の意味で当分の間とつけたのだというお話でございますけれども、こういう制度のときに、いつも実験的であるというようにすることで、この「当分」ということをつけることは、法律を改正する場合にはどうかと私は考えられるのでありますが、この点はさらに私どもも十分考えることといたしまして、なお最近公立私立の方では新制大学ができておりますが、ことに女子の家政科等の入学の状況はどういうようになつておりますか。四年制度を前提としておるのに、十分生徒が募集人員以上に行つておるかという事情はどうでありますか。

○日高政府委員 まだ十分な調査をいたしておりませんので、はなはだ申訳ございませぬけれども、聞くところによりますと、今年には特別な事情もあるせいでございますが、四年の大学に対して十分な志願者がなく、四年の大学に就いて、おそらくこの短期の大学ができてきたならば、公立私立の女子の大学等においては二つのコースを設ける方が、学校の教育の面からも、親や学生たちの志望の面から申しまして、また学校の経営の面からいたしまして必要ではないかという想像をいたしてあります。まだ十分な調査をする段階に至つておりませんので、確実なことを申し上げられませぬのははなはだ残念でございます。

○森戸委員 これは至急御調査願いたいと思うのでありますが、私の二、三聞いたところによりますと、ことに女子の家政科等では、四年の課程では長過ぎるというようにことが父兄たちにもあり、費用の関係等もありまして、四年では大学に行こうという者も行けないというような事情があつて、かえつてこの制度のために向学心を持つておる者の大学への入学を困難にしておるといふ事情もあるのではないかと心配いたすものであります。そのことはわが國の現状では、二年あるいは三年制の短期大学あるいはジュニア・カレッジといわれておるものが、正常な四年の制度ではあるが、例外的に、しかし当分ではなく認められるような制度が適当なのではないかと思つておるものであります。わが國の戦後の経済事情その他を考へまして、從來あつた専門学校程度のもので、國民の多数の教育水準、教養水準を上げるのに実際に役立つのではないかと思われるのであります。それには高等学校に二年の別科あるいは研究科を付するといふことでも目的は達せられるのであります。が、しかしこれは実際には大学という名前と言ひますか、これに非常な魅力がありますので、高等学校に二年多くしたので、その目的は達せられない。そこでどうしても大学といふことになり、しかもあるものでは、ことに女子の一般教養並びに家政科等では四年は長過ぎるということから、二年制度あるいは三年制度の大学が、当分といふことでなく必要なのではないだらうか、ことにわが國と事情を異にするアメリカにおいてすら、大学のうち半数近くはジュニア・カレッジであると聞き及んでおるのであります。ことにわが國の敗戦後の経済状態から見ますれば、また学校の施設等から考えましても、二年制度の短期大学を本格的にいたしますか、四年が正常であるが、しかし当分の間といふことでない意味で、この制度として承認するといふことが適當であると私は考えるのであります。ことに先ほどからたび／＼申し上げましたように女子教育等におきましては、むしろ四年よりも一般的には二年といふものの希望が非常に多いのではないかと、こういうふうに思ふのであります。この点につきまして当局のお考えはいかがでございますか。

○日高政府委員 御説の通りであります。ただ二年の大学を終えて、四年の大学に何らかの連絡がつきさえすれば、二年の大学もしくは三年の大学といふものができることは、原則として考えられるのではないかと思つておりますが、先ほど申しましたように、現在文部省がいわば顧問のように、相談相手のようにいたしておられます。学制改革上の最も信頼すべき委員会としての刷新委員会においては、当分の間といふのが適切であるという御指示もありましたので、文部省もその御説に従つてこの原案をつくつたのであります。まして、もし國會において二年もしくは三年の大学を、当分の間となくした方がよいという御判定がございますならば、文部省といたしましては喜んでそれに服する用意を持っております。

○森戸委員 なおその点では私も二年制度がわが國の現状から必要であるといふ点につきまして、御当局のお答えを聞きましてはなはだ喜ばしく存じておりますが、同時にこの大学は二年でありまして、四年の大学との関連を持つ大学にならなければならぬので、これはこの改正案中にもありますように、二年制度あるいは三年制度から四年制度の大学への進学の道が十分につけられなければならないことは当然なこととあります。なおこの改正が本年度から行われぬで、二十五年年度から行われるというふうなことになるておるは、本年度から行えないといふのはいかなる理由によるのでありますか。

○日高政府委員 短期の大学も大学のカテゴリーの中に入ります限りにおいては、文部大臣がこれを認可いたしました前に、大学設置委員会の審査を受けなければならぬことになつております。大学設置委員会においては、短期の大学の学科課程その他の基準をたて、ま研究中でございまして、これは先ほど御指摘もございましたように、いわゆる落第生の集まりといふふうな考えの信用ある教育機関であるといふ面目を發揮もし、また維持もさせたいといふつもりもありまして、ただいま基準について検討中でありまして、これらの用意が二十四年度から出発するのにはとてい間に合わないといふのが最大の理由でありまして、本年度から制度の実施に移りたいという趣意でございます。

○森戸委員 これで私の質問を終りますが、私はこの「当分の間」といふことがいろいろ誤解が起きます。ことに短期大学が落第学校の救済策であるような感じも與えますので、これは本格的な積極的な必要から認められたものであるという姿で、わが國の四年制の大学を補足するものとした充実されたものになることに強い希望と期待を持っております。これで私の質問を終ります。

○原委員長 今野武雄君。○今野委員 私はこの法律案の第一の眼目について御質問いたしたいと思ひます。第一にこの文章でございまして、この文章はちよつとわかりかねるような氣がするので、医学又は歯学の学部を置く大学に入学することのできる者は、前項の規定にかかわらず、その大学の他の学部又は他の大学に二年以上在学し、云々となつておりますが、おそらくこれが大学の医学部または歯学の学部に入學することができるとは、この意味ではないのですか。そうでないと、たとえば東京大学に入学するのには、つまり東京大学の二年またはその他の大学に二年以上在学し、ということになるから、何かおかしいように思ひますが、その点をまづお答え願ひたいと思ひます。

○日高政府委員 ごもつともでございますが、学校教育法それ自身の書き方が大学の入学資格につきまして、その他の関係においても、大学に入学するといふ字句を用いておられますので、それとの対比上、こういう書き方になつたわけでございます。

○今野委員 そうすると、これはどういふふうに理解したらよろしいのでしょうか。たとえば東京大学に入学する者は、東京大学の二年を修了するとい

うか、ことにわが國と事情を異にするアメリカにおいてすら、大学のうち半数近くはジュニア・カレッジであると聞き及んでおるのであります。ことにわが國の敗戦後の経済状態から見ますれば、また学校の施設等から考えましても、二年制度の短期大学を本格的にいたしますか、四年が正常であるが、しかし当分の間といふことでない意味で、この制度として承認するといふことが適當であると私は考えるのであります。ことに先ほどからたび／＼申し上げましたように女子教育等におきましては、むしろ四年よりも一般的には二年といふものの希望が非常に多いのではないかと、こういうふうに思ふのであります。この点につきまして当局のお考えはいかがでございますか。

○日高政府委員 御説の通りであります。ただ二年の大学を終えて、四年の大学に何らかの連絡がつきさえすれば、二年の大学もしくは三年の大学といふものができることは、原則として考えられるのではないかと思つておりますが、先ほど申しましたように、現在文部省がいわば顧問のように、相談相手のようにいたしておられます。学制改革上の最も信頼すべき委員会としての刷新委員会においては、当分の間といふのが適切であるという御指示もありましたので、文部省もその御説に従つてこの原案をつくつたのであります。まして、もし國會において二年もしくは三年の大学を、当分の間となくした方がよいという御判定がございますならば、文部省といたしましては喜んでそれに服する用意を持っております。

○森戸委員 なおその点では私も二年制度がわが國の現状から必要であるといふ点につきまして、御当局のお答えを聞きましてはなはだ喜ばしく存じておりますが、同時にこの大学は二年でありまして、四年の大学との関連を持つ大学にならなければならぬので、これはこの改正案中にもありますように、二年制度あるいは三年制度から四年制度の大学への進学の道が十分につけられなければならないことは当然なこととあります。なおこの改正が本年度から行われぬで、二十五年年度から行われるというふうなことになるておるは、本年度から行えないといふのはいかなる理由によるのでありますか。

○日高政府委員 短期の大学も大学のカテゴリーの中に入ります限りにおいては、文部大臣がこれを認可いたしました前に、大学設置委員会の審査を受けなければならぬことになつております。大学設置委員会においては、短期の大学の学科課程その他の基準をたて、ま研究中でございまして、これは先ほど御指摘もございましたように、いわゆる落第生の集まりといふふうな考えの信用ある教育機関であるといふ面目を發揮もし、また維持もさせたいといふつもりもありまして、ただいま基準について検討中でありまして、これらの用意が二十四年度から出発するのにはとてい間に合わないといふのが最大の理由でありまして、本年度から制度の実施に移りたいという趣意でございます。

○森戸委員 これで私の質問を終りますが、私はこの「当分の間」といふことがいろいろ誤解が起きます。ことに短期大学が落第学校の救済策であるような感じも與えますので、これは本格的な積極的な必要から認められたものであるという姿で、わが國の四年制の大学を補足するものとした充実されたものになることに強い希望と期待を持っております。これで私の質問を終ります。

うことは、入学しなければ不可能なんですから、そうすると結局ほかの大学の二年を修了した者を入れる、こういう意味になるのですか。

○稲田政府委員 東京大学に入るといふにしても、事実問題といたしましては、いずれかの学部に入学的ことになることはもちろんでございますので、この條文の解釈といたしましては、医学部または歯学部に入学的場合におきましては、その大学あるいは他の大学における他の学部の一應入りまして、二年を修了してから医学部または歯学部に入るといふふうに解釈いたすはかたはなわけでありまして、

○今野委員 この字句の問題でありまして、長引きたくないのですけれども、これは日本語としては、せむわりやすく直していただきたいと考えます。

なおそのほかに、提案理由を見まするに、医学並びに歯学という重要な技術を学び、かつ人格を練磨する、こういうためには、どうしてもいわれる四年制の新制大学では不十分であるといふふうになつておるわけでありまして、しかしながら、このことはほかの面においても、たとえば理學あるいは工学などの方面においても同様ではないかと考えられるのであります。と申しますのは、たとえば理學、工学にいたしますと、現在の新制高校では、従来の中学とほとんど同程度の数学などしか学んでおりません。微分、積分もろくに知らない者が来て物理學を専攻するといひましても、これはとうてい不可能なわけでありまして、そういう意味からいたしまして、現在、従来のような高等工業等でなくて、東京大学、京都大学、その他の実力のある

大学において、相當に学力を持った高等学校の卒業生が入つて来ていながら、しかも非常に履修課程が多くて忙しいのであります。そういう点を考慮して、そういうふうなものにおいても、特例を認められるようにしたならばどうかとも思われるのであります。文部省ではどうお考えになつておるのでございましょうか。

○日高政府委員 ただいまのお説は、医学及び歯学については履修する学生の人格的な、また基礎的な研究を十分にした上でしなければいけない、そういう趣旨よりも、それは他の方面でも同様ではないかという御質問だと思ふのであります。むしろ程度の差は幾分あると思ふのであります。他の方面でも同じようにそれに願わしいことだと思ふのであります。現在の日本の状況といたしましては、すべての学部を医学や歯学と同じように取扱つたといひますと、敗戦の後に大学の教育年限を延長するといふような結果にもなりますので、將來はともかく、今の日本においては、これは希望をいたしても、実現の望みがない、そういう意味でありまして、決して他の大学の卒業生が、人格や学力において劣つていふという意味ではないのであります。特に人命を取扱います医者の場合においては、その必要が力説されまして、それが教育刷新委員会においても承認を受けましたので、その御趣旨に従つて制度を立てた次第でござい

○今野委員 ただいまのお話でありまして、人命を扱うのは非常に重大でありますから、この御処置が私適切であると思ふのであります。同時に日本

本の將來の産業の発達というやうなことを考えますならば、やはりそれと同じやうに、工学、理學というやうな、そういう方面の充実といふことは非常に重要ではないかと考えるのでござい

○日高政府委員 他の方面につきましても、いふ今後成立されます大学院の制度においては、従来の大学教育、あるいは高等専門学校の教育のレベルが、維持されるばかりではなくして、一層充実し、発展し得るやうな処置をとりたいと思つております。主としてそこに期待をおいておる次第でござい

○今野委員 ただいま大学院の設置のお言葉がありまして、たいへん心強く感ずる次第であります。しかしながら、大学院と申しますのは、これは學術を純學術的に研究するといふ立場に立つものでございまして、しかし同時に現在の新制大学を見ますに、高度の技術を得る者も出なければならぬといふことになりまして、そういう者はおそらく大学院には行かないで、そして技術を習得する新制大学をもつて終ると思ふのであります。そういうし

ますと現在でも日本の工業技術は、部門によつても違いますが、まずざつと十年は遅れておるといふふうに申され

○日高政府委員 すべての工業やあるいは理學の方面をやる者に、十分な力量を與えて、自発的な発見や發明を得るやうな、そういう者を養成することとは、理想としては最も願わしいこと

○今野委員 最後に一つだけお伺いします。この改正に関連することになりますけれども、それではその大学院のことについて、この國立学校設置法その他には何ら見えておりませんので、後ほどに譲つてよろしいのですが、そういうやうな明文をもつて、いつからやるというやうなことをやる必要は現在ございませぬでしょうか。

す、と、大学設置委員会において大学院の制度及び内容等については十分検討をした上で、大学院をつくるということになつております。新制大学の大学院といふものは、今後三年もしくは四年後に出版するものでありますので、ただいま研究、用意中でございまして、まだ成果が出ておりませんので、この法律に入れることができなかった次第でござい

○原委員長 若林君。若林委員 過般、学生のアルバイトについて関係があります法案が、労働委員会において審議せられ、過般の本会議に上程され通過を見たのであります。これは学生のこの方面に関するきわめて重大な案件であつたのであります。その当時一應質疑をいたしまして、その当時おつたのであります。またいと思つておつたのであります。が、その機会を得ませんでしたので、ただいまの機会を得まして、當時の御意向を伺つてみたいと思ふのであります。

現下の經濟的変動期に際しましては、一般國民大衆はもちろんのこと、青年学徒といふことも、その過程を通じて陰に陽にその影響を受けまして、ただ單に氣の毒といふ言葉だけでは済まされないとこの社會問題をかゝしておるのであります。私はここに、学生生活に關しまして三つの質問をいたしたいと存じます。

には公共職業安定所長は学校長の同意を得てまたは学校長の要請により、その学校長に公共職業安定所の業務の一部を担当させることができるという一建の方式が樹立されたわけでありす。この三建の方式は、実際においていかように使い得られるのであるか。またこの二方式とも、必要な事項は労働大臣の一方的命令で定め得るようになつておるのでありますが、こ

れに對して文部省としてはいかなる見解を持つておられるのであるか、この点をお伺いをいたしたいと思います。

○齋藤邦政府委員　私労働省の職業安定局長ですが、私からこの法の建前につきまして御説明申し上げます。御

承知のように学生生徒あるいは新規学校卒業者の就職問題あるいは内職問題その他が深刻になりましたので、職業紹介方式をきわめて円滑にするという考え方から、ただいまお述べになりましたような二つの方式を採用いたしました。

のでございます。御承知のようにこの法律によりまして二つの方式がきめられます以前におきましては、学生生徒が自分で職業を探して歩くという方式、もう一つは公共職業安定所が学生生徒、新規学校卒業者の申込みを受け

て職業のあつせんをするという二つの方式よりないわけでございます。ところが御承知のように学校は公共的な性質を有しておるものでもあり、さらにまた学校自体が学生生徒あるいは新規に学校卒業生の家庭の事情なり、あるいは

は一身上の事情なり、あるいはその職業的な能力といつたことにつきまして、十分の認識を持つておられるのでございます。また職業あつせん機関であります公共職業安定所は、労働事



性検査を受けました者の数は大体十二万ほどでございます。国立新制大学の一学年の定員は今のところ四万九千人くらいになつております。この四万九千人と申しますのは、旧制の大学高等専門学校の第一学年の定員が四万八千五百でございますから、ほぼ前のものと同じでございます。それで今回はその十二万のうちから九万ないし十万くらいが一應は国立の新制大学の受験をいたすであらうという推定をいたしております。それが受験の機会が二期にわたつておりますので平均二回くらいございましてから大体受験者の延べ数から申しますと十八、九万から二十万人くらいだろうと推定いたしております。

それから今お話もございましたように、現在いわゆる白線浪人というものが相当ございまして、これらの処置については途中から特権を失つたような状態になつておられます、学生たちも親たちも非常に苦慮いたしておりますので、私ももとしましては大学当局者に対してなるべく事情の許す限りよいに收容してもらふように頼んでございまして、それから初めの試験で定員に満たないような場合には、二次、三次等の試験をして、できるだけ多く收容して出発してもらふように処置をいたしてございまして、地方的にはいろいろむずかしい問題もあるかと思ひますが、全体的にはあまり大きな障害なしに進み得るのではないかと一予測をいたしております。もう一つ、特定の大学に殺到いたしまして、そのために入学の機会を失ふような場合が従来も相当ございまして、それらの点については出身学校等の指導によりまして、なるべくその学生の力量に應じた

ようなところで、また家族の負担のからないうようなところで就学するように指導してもらふことになつております。

○武藤運十郎君 大体了解いたしました。先ほどお伺いしました従来の定員に対して二割とか三割程度増員をするというお考えはないですか。大体收容し切れる見込みでございますか。

○日高政府委員 従来は学校の定員を文部省で相当地にきめて、その定員内でまかなうように学校に打合せをしてございまして、文部省としては予算の關係上からさういう処置を従来は相当地にきめておりました。ところが、現在の状態では、予算關係においては定員をはつきりきめますが、予算を特別に要求しないで現在の学校の施設等を運用において幾分学生を増やすうなことはなるべく考えてもらふように頼んでございまして、その辺ではおそろく一割程度は、定員よりはよいに入り得るのではないかと一見込みをいたしております。

○武藤運十郎君 少し具体的に伺いたのですが、新制大学には幾つかの高等学校を吸収收容するようでありまして、その両者の合併した数だけ、またはそれ以上ということに定員がなつておるのではないですか。

○日高政府委員 これは学校のコンビネーションがいろいろございまして、簡単に高等学校に入つた者の定員と従来大学へ入つた定員とを合せたものと、いふふうには行かない面もございまして、これらの点の適正であるかどうかにつきまして、大学設置委員会の審査を受けて、それらについて専門的に各委員が検討されました結果、多少定員

を減したようなところもございまして、先ほど申しました四万九千くらいに定員に定めたわけでございます。やや専門的な検討を経た後の大学設置委員会の審査に従うことにいたしてございまして。

を減したようなところもございまして、先ほど申しました四万九千くらいに定員に定めたわけでございます。やや専門的な検討を経た後の大学設置委員会の審査に従うことにいたしてございまして。

○武藤運十郎君 大体了解いたしました。希望といたしまして文部当局においてもできるだけ各大学に多く收容できますようなおはかりをお願いしたいと思ふのであります。

それから第二に新制大学の試験問題の作成についてでございますが、今度は先ほど申しましたように従来の高等専門学校を吸収しておるようでありまして、試験問題の作成について、たとえば従来の高等学校において教授をとつておつた者が大学の教授または助教になつた場合に、この教授または助教が試験問題作成に當るといふことになりまして、その包括されました大学高等学校に在籍しておりました学生は非常に有利な立場になる、それ以外からの受験者は不利な立場に立つといふようなことが想像をされるのであります。従来も、たとえば在京大学に入学するにつしまして一高の諸君が非常に入学率がよろしい、概算でありますけれども、法科に例をとりますと、一高卒業生の合格者は六〇％くらいであるが、他の高等学校の卒業生は三五％前後である。一高には秀才が集まるという点もございましてパーセンテージは多少よろしくなるのではないかと存じます。倍というのはどうか。この場合に東京大学の教授であつて一高に講師を兼任しておる、一高に教鞭をとつておるというような人がありまして、その人が試験問題の作成

に當るのではないかと一うような疑惑を世間に残した例を私は聞いておるのではありませんが、さういふことではまことに遺憾な次第でありますから、この際東大、一高といふことでなくて、全体的に見て従来大学から吸収せらるる高等学校に教鞭をとつておつた者、並びに吸収せらるる高等学校の教授、先生にして今度は大学の先生になる方は、試験問題の作成から除外をするという考慮をせられるかどうか、この点を伺いたいと思ふのであります。

○日高政府委員 その点につきまして、私も多少懸念を持つておつたのであります。これは文部省からさういふことを申したわけではないのですが、二、三の学校について私が聞き及びましたところでは、学校自身の方でそれを遠慮させておるようでありまして、具体的に申しますれば、第三高等学校の教授は、京都大学の新制の学生を迎える場合には試験委員には入らなけり。ただ採点には若干必要な場合にだけ参加する。しかし試験問題の作成等には関係しないといふ報告を受けております。それから東京の場合においても、東京大学で試験の準備の委員会が何かできておまして、一高の者は技術的に援助するだけで問題の作成には参画してないといふ聞いております。

○千賀委員 ただいま武藤議員の発言を委員長は独断でお許しになりました。私は過去二年間の体験において、どの委員会に行つて発言をお願いするときに、委員長は常にその委員会の意向をとつて発言を許しておつたのが私の体験である。ただいま委員長は委員会に諮らずして、ことに会期も切迫いたしておつて、非常に議事の進行に

は一秒これ千金といふようなときに、武藤議員の質問を長々とお許しになつておる。これはどういふ御信念によるのか伺いたないのであります。または委員外の人の発言を委員会に諮らずに委員長独断でやるのが、委員長の権限であると思つてお許しになつておるのか、その点をはつきりいたしたいのであります。今後残りますわずかな時間、かようにどん／＼お許しになつておつたならば、われ／＼が議事の進行に協力をするといふことは——ことに私は先ほど御承知の通り、自分の発言を捨てております。さういふことがみなむだになるので、委員長の御信念を伺つておきたいと思ひます。

○原委員 武藤議員から発言の申込みが約一時間前からありまして、委員の方々の申込みより前でございます。委員の方々に諮らずに許してしまつたのでございまして、今後は諮るようになつたのでございまして、発言の許可の権限は委員長にあるのでございまして、けれども、皆さんにお諮りすることが民主的だと思ひますから、さういふにいたします。

○甲木委員 私、今回多数の新制大学が発足するに伴つて、大学の目的ないし使命の何であるかを明確にしておく必要があると考へるのでございまして。つきましては、大学はその名称のみにとどまらず、実質的にいへば大学である以上、それは単に一國の教育制度の最上級にある教育施設としてのみ觀念せらるべきものではなく、國家、社會よりして、眞理の探求を委任せられたところの特別な社会的及び法律的存在としての意義を有するものでなければならぬと思ひます。

○千賀委員 ただいま武藤議員の発言を委員長は独断でお許しになりました。私は過去二年間の体験において、どの委員会に行つて発言をお願いするときに、委員長は常にその委員会の意向をとつて発言を許しておつたのが私の体験である。ただいま委員長は委員会に諮らずして、ことに会期も切迫いたしておつて、非常に議事の進行に

は一秒これ千金といふようなときに、武藤議員の質問を長々とお許しになつておる。これはどういふ御信念によるのか伺いたないのであります。または委員外の人の発言を委員会に諮らずに委員長独断でやるのが、委員長の権限であると思つてお許しになつておるのか、その点をはつきりいたしたいのであります。今後残りますわずかな時間、かようにどん／＼お許しになつておつたならば、われ／＼が議事の進行に協力をするといふことは——ことに私は先ほど御承知の通り、自分の発言を捨てております。さういふことがみなむだになるので、委員長の御信念を伺つておきたいと思ひます。

○原委員 武藤議員から発言の申込みが約一時間前からありまして、委員の方々の申込みより前でございます。委員の方々に諮らずに許してしまつたのでございまして、今後は諮るようになつたのでございまして、発言の許可の権限は委員長にあるのでございまして、けれども、皆さんにお諮りすることが民主的だと思ひますから、さういふにいたします。

○甲木委員 私、今回多数の新制大学が発足するに伴つて、大学の目的ないし使命の何であるかを明確にしておく必要があると考へるのでございまして。つきましては、大学はその名称のみにとどまらず、実質的にいへば大学である以上、それは単に一國の教育制度の最上級にある教育施設としてのみ觀念せらるべきものではなく、國家、社會よりして、眞理の探求を委任せられたところの特別な社会的及び法律的存在としての意義を有するものでなければならぬと思ひます。

○千賀委員 ただいま武藤議員の発言を委員長は独断でお許しになりました。私は過去二年間の体験において、どの委員会に行つて発言をお願いするときに、委員長は常にその委員会の意向をとつて発言を許しておつたのが私の体験である。ただいま委員長は委員会に諮らずして、ことに会期も切迫いたしておつて、非常に議事の進行に

は一秒これ千金といふようなときに、武藤議員の質問を長々とお許しになつておる。これはどういふ御信念によるのか伺いたないのであります。または委員外の人の発言を委員会に諮らずに委員長独断でやるのが、委員長の権限であると思つてお許しになつておるのか、その点をはつきりいたしたいのであります。今後残りますわずかな時間、かようにどん／＼お許しになつておつたならば、われ／＼が議事の進行に協力をするといふことは——ことに私は先ほど御承知の通り、自分の発言を捨てております。さういふことがみなむだになるので、委員長の御信念を伺つておきたいと思ひます。

○原委員 武藤議員から発言の申込みが約一時間前からありまして、委員の方々の申込みより前でございます。委員の方々に諮らずに許してしまつたのでございまして、今後は諮るようになつたのでございまして、発言の許可の権限は委員長にあるのでございまして、けれども、皆さんにお諮りすることが民主的だと思ひますから、さういふにいたします。

また第二は、大学の財政をできるだけ合理化し、予算の科学的編成に努めることである。大学が國立の場合においても、單なる鉄道郵便施設、病院、図書館あるいは氣象台のごとき營造物とは異なる性質を有してゐることは御承知の通りでございます。従つて教授が官吏であつても、その職務の性質が前述の營造物の技師たちと本質的に違つてゐるもの、これまた御承知のことと存じます。その結果一般官吏に關する服務規律のごときも、大学教授に關しましては、自然変更を見なければならぬことを總合的に認識理解する必要がありますと思つてございませう。

なお第三は大学の運営方法でありまして、國立大学を運営する行政機關、すなわち官立大学と國家との關係は、一般行政官廳や地方自治体の場合とははなはだしく違つてゐるのであります。國家は官吏という機關によつて外部的に行動するのでありますが、大学教授は官吏たる身分を持つてゐても、その職務は行政官廳を構成する官吏の職務とはまつたくその性質を異にするものであります。その職務の遂行は、すなわち研究の實行において、政府當局の指揮命令を受けぬ獨立の地位を有するものであります。大学院や研究所を持つに至る大学の機構を果すための人員や施設に要する経費は、あるいは單に学生の数などによつて按分すべき性質のものではないのであります。もしこのことにつきまして十分な考慮が拂われなければ、わが國の學問と文化は、やがて低下の一路をたどるのであることは火を見るよりも明らかでございます。

また、その生命の維持、獨立發達のために大学自治が必要となつて來るものであります。大学の自治ということは學問の蘊奥をきわめること、及び最高の教育が國家から大学當局の手に信頼して委託せられ、大学當局はその信頼に沿うように實行して行く最も適當な方法であると存するのであります。以上につきまして、文部大臣の御所見をお伺ひしたいと存する次第でございます。

○高瀬國務大臣 お答えいたします。大学が學術の最高研究機關としての使命を持ち、教育のほかにそういうような重大な使命を持つてゐるという点につきましては、ただいまの御意見にまつたく同感であります。大学の目的は学校教育法の五十二條に規定してありますが、そういう趣旨がむろん入つておりますので、その目的をできるだけ達成するようにしたいということを文部省は考へてゐるわけであります。

それから第二は大学教授としての活動について、十分やれるような組織、予算等についての問題であるかと存じますが、御意見にありましたように、現在の大学教授の待遇とか、あるいは研究費等でははなはだ不十分であることは、私も大学におつた経験から見まして十分に承知しておるところであります。できるだけその方面も考慮して、大学の最高使命が達成できるように改善したいということを考へてやつております。しかし現在のような財政經濟の狀況のもとでは、なか／＼その点が理想的に參らないので非常に困つておりますけれども、ぜひともそのつもりで努力をいたしたいと考へております。

それから第三の大学自治の問題でございませう。これも私大学におつた経験から申しまして、御意見に賛成です。ただ自治のあり方等につきましては、いろいろ方式がございまして、ただいまそれについて検討をしております。大学運営の自治方式というものはこれとは別途に、いわゆる大学法において規定される問題であります。この國會にはそれは間に合いませんが、十分慎重に検討して、御意見のあつたようなぐあいに大学の自治組織ができるようにいたしたい、こう考へております。

○岡谷委員 音楽学校長が見えておりますので、音楽学校長の發言をこの委員會において許すよう、委員長におつてお諮り願ひたいと思ひます。

○原委員 小宮校長がお見えになつておりますので、参考人として御發言願うことに、お諮りいたしますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○原委員 それではさうとばかりはかたがた申しては、その前から申し込んであるのです。が、發言を許してほしと思ひます。

○原委員 甲木君の發言中でありまして、終り次第いたします。

○水谷(昇)委員 その發言については私はこの前から申し込んであるのです。が、發言を許してほしと思ひます。

○原委員 甲木君の發言中でありまして、終り次第いたします。

○甲木委員 先ほど申し上げます通り、音楽学校長としては邦樂を認めないという意見であります。これに對する文部當局の御意見を承りたいと思ひます。

○日高政府委員 この前の委員會で申し上げましたように、音楽学校の新制大学への轉換の案の中には、邦樂の問題は音楽研究所の中で適當な方法をもつて解決して行きたいという希望が出ておつたのであります。しかるに九原

則によりまして新しい研究所を設けることの困難に出合ひしましたので学校の希望をいれることは今日の場合むづかしくなつております。先日音楽学校長に對しては、この事態に即して邦樂の問題にも適當な処置をとつて、たとえばほかの技術を専修するような科目と同一ような形において、邦樂も取入れてもらえないだろうかということを希望いたしました。ところが、音楽学校の側でも研究いたしてございまして、まだ正式の返答を得ておられない状態でありまして、今日学校長が見えておりますので、あとからでも私の方から学校長に聞きたいと思つております。

○甲木委員 世界歴史を見ますと、政治や經濟は往々にして諸國民の間に不和を生ずる原因となつてゐるのであります。ところが眞善美の理想は諸國民をして互に結合させるものであります。かゝるベートベンの音樂は世界のすみ／＼まで鳴り響いてゐるのであります。今回の戦争においても、ドイツの敵國人であるところの各國の軍隊は、陣地で、あるいは一般の人々は空襲を避けながら、かの音樂を歌ひ、かつ聞かなければ暮らして行けないという状態であつたのであります。音樂は洋樂のみが正しい音樂ではないと私は信じております。(ヒヤ／＼)わが國の邦樂は日本民族が長い歴史とともに長く育てて來たもので、一朝一夕に捨て去るべきものでないと思つてございませう。戦ひには敗れたといつても、國民性が根こそぎ外國風にかわつたわけではないのであります。日本本の古い美術とともに、日本人に捨て去ることができないものはすなわちわが邦樂であります。アメリカ式流行の

流れに押し流されて、邦樂を捨て去るようなことがあるならば、何年かの後にきつと悔いることがあると思つてございませう。現在の青年男女でも、すべてがジャズなり洋樂だけを愛好しておると思つておられません。ある電氣会社の労働者はこう申し上げておりました。あまりに欧米色一点ばりで邦樂を音楽学校でとりやめるといふような話であるが実に情ない、われ／＼は邦樂によつてのみ祖國日本の再建を思ふときが朝な夕なある。竹のといから落ちる水の音、このさびは日本人でなければわからぬ。洋樂は洋樂のよさがあるが、また邦樂には邦樂のよさがある。でございませう。日本民族の滅びぬ限り邦樂は捨てられぬという私どもは信念でございます。どうぞこの点を當局といたしましては考へえのほどをお願い申し上げておく次第であります。

○岡谷委員 小宮校長にお伺ひいたします。邦樂を廢止する理由につきましては、この前小宮校長より親しくお伺ひしたのでありますが、私はどうしても納得行きません。しかし今の点についての論議を小宮さんといつても時間がかかれますから、これはやめることにいたしますが、小宮先生も邦樂の重要性についてはお認めになつておる。そうしてこの前の御意見によつても、研究所を設置して邦樂の研究をするという御意思であつたのであります。これはただいま政府當局の御答弁もありましたように、予算的措置上この研究所は設置せられなかつたのであります。そうしますれば小宮さんは、邦樂の研究のない音楽学校から邦樂をとる、邦樂を音楽学校に入れないという御意思であるか、第一にそ

れをお伺いしたい。

第二には、今回文化財保護法案が提案されることになっておるのであります。この法案の骨子とするところは、文化的遺産がわが國文化の傳統と精髓の象徴であることを認識し、周到の注意をもつてこれを保存し、且つ利用するように努めなければならない。とありまして、第三條の第一項においてその一号に、この目的を達成するために建造物とか絵画、彫刻、工藝品、筆跡、史料、演劇、音楽といふことも入つておるのであります。しかもこの法律によりましてこの音楽を委員会が命令することができるようになっておるのであります。こういう場合において、文化財保存の重要性を國民の代表であるわれ／＼議會が認めて行く場合においては、小宮さん一個人の考えとしても、自分の意見をもつて音楽学校にこれをどうしても置かないという強い御意思であるかどうかをお伺いしたいのであります。

もう一つは、これは文部大臣にお伺いいたしますが、前の小宮さんの御意見によれば、かく／＼の意見のうちにも、これは私の考えである、私の考えであるとか／＼おつしやる。なるほど洋楽と邦楽との教授の養成が不費成かの決はつたように承つておりますが、これを御発表にならない。そうするとどうしても小宮校長お一人のお考えであるように私は受取つたのであります。しかし國會の意思として、われ／＼國民の代表者が邦楽は置くべきであるといふことをこの委員会が認めた場合において、文部大臣は小宮さんの御意見を尊重して廃止するか、またはこの委員会の意思を御尊重にな

るか、どちらかをひとつお伺いしたい。

○小宮参考人 邦楽を大学に入れない氣かというお話でございましたが、私は全然入れないというふうなことを考へておるものではないのでございませう。ただ大學教育の中に入れるには、邦楽は不適当だから、大學の教育の本筋の中からは取除きたい、また取除くべきであるというふうな考へております。しかし邦楽というものは、とにかく日本に長い年月をかけて、日本人のはらわたにしみ込んでいっているものを持つておるものでございませうから、それを全然大學の中から捨て去るのはよろしくないというふうな考へまして、別科としてこれを置きたい。別科として、つまり正科ではないけれども、別科の中に邦楽を入れたらいい。その理由はこの前もちよつと申し上げましたように、大學教育の中に入れるほどの理論も系統も立つていないという弱点がありますので、音楽研究所でそれを一方では研究させて、ちやんと理論を興え、系統を立てて、そうして一般の教育に向かうようなものにした上で正科に入れる入れないを考へるべきである。さしずめ今のところは邦楽は技術だけなのでありますから、技術だけを教えるというのならば、音楽学校の正科に入れないで別科に入ればよろしい。別科は邦楽だけでなくて、洋楽の方にも別科というものを置いてあります。それは一般教養だの、あるいは学科だの入学試験には十分な点数はとつていない。しかし技術はすばらしくできるというふうな学生が、これまでの音楽学校の場合にもちよい／＼出て来るのでございませう。ところが技術

だけでは音楽学校には入れるわけに行かない。これはどうもやむを得ないから落そうとか、あるいはこれはあんまりよくできるから何とかして助けてやろうというふうな手心を加えて今までやつて来ておつたのでございませう。そういつてふうな、一般的な教養は十分ではないけれども技術がすばらしくできるというふうな人の技術を伸ばさせるために、洋楽の方にも別科を置く、従つてまた邦楽の方にも別科を置く、そういうふうなことをして当分の間進んで行きたいというのが私の考へなのですけれども、私の考へは私の考へでございまして、この委員会では必ず邦楽は入れなければいけないというふうな御意見がきまりましたならば、もちろんこれは國民を代表していろいろなことを考へになる方々の御意見が一決したということになるわけでありませうから、それに対して私はなお置いてはいいけないというふうなことは、私の立場として言えないわけですから、これは御決断に従うより仕方がないと思ひます。

私が邦楽を認めないとか、あるいは邦楽を低級だといふふうな考へてないことは、私は四十年來歌舞伎のことをやつて参りましたし、それから能のこともやつて参りました。俳句のこともやつて参りました。日本のいいものがどういふ点にあつて、どれだけの世界に誇るに足るものを持つていたかということもわかつておるつもりでございませう。ただし日本は日本の傳統としましても、どの傳統は將來に生かすべきであるか、どの傳統は生かすべきではないかというその判断はつきりつけない上で、これから先の方針を決定すべきだと私は考へておりますので、私の判断では洋楽といふふうなものを、それから邦楽といふふうなものを二つ並べて考へて、これから先の音楽は洋楽が本流になるべきもの、また教育するとすればその本流に従つて教育すべきであつて、日本の音楽はそういうピアノを使い、ヴァイオリンを使う中から日本の傳統的な精神といふものはいつてこつて流れて来るものであるといふふうな感じでおるものでございませうから、それで私はこれまでのように考へておる次第でございませう。

○相原政府委員 藝術の問題は非常にむずかしい問題であります。もちろん文部省は役所でありませうから、きめなければならぬのでありますが、藝術とか宗教のやうな深い問題になりますと、事實役所では決しかねる問題もあるものであります。また國會においてもきめにくい問題もあると思ひます。各方面の多数の代表ではありますけれども、眞理とかあるいはまた藝術とかいふ問題になりましたら、多数できめたことが必ずしもいいとはいへない場合があるものであります。後世に悔いを残す問題もあるという点、私は多数主義を排斥するものではないのでありますが、多数は尊重するものであります。しかし音楽学校は小宮先生の塾ではないのであります。公の学校であります。教育方針を立てる場合には、大体は校長にまかすべきであります。ところが、塾ではないのでありますから、自分の意見がこうだからといつて、たとえて申しますなら、自分が民自党の校長であるから共產党はこうしてやろう、これは私は邪道だろつと思つてやります。そういう意味で、自分の教育観から教育全体を押さへつけるといふこと

は、一つの邪道だと思つてありませう。私ここで申しますのは、これは文部省の意見というよりは主観が入つておりますから御了解願ひたいと思つておりますが、これも文化財保護法と深い關係を持つもので、文化財保護法の中には無形の文化も残す、その無形の文化の中には浪花節も入るだらう、諸も入るだらう、こつなつて参りますと、その境界の判定が非常にむずかしいのであります。今度も五人、六人の専門家の意見できめるのであります。おそれるけれども技術には政府が金をやる、何に／＼と、こつなつてと諸が／＼うか、浪花節が／＼うか、非常にそれをめぐりまして専門の立場から、けんかの始まることは火を見るよりも明らかであります。そういうやうな關係もあつたので、非常にむずかしい問題であります。しかし音楽学校は文化財保護法におきまして、邦楽のある一部のもの、非常にこれを尊重して残さなければならぬといふやうな結論も出、國會においてもさうだといふやうに両方からさういふ結論が出るとすれば、校長は校長の塾ではないのでありますから、その意見に従わなければならぬだらう、こつなつて私には解釈するのであります。

○園谷委員 小宮さんにお伺いするのですが、邦楽には理論がない、しかし勘といふものはお認めになると思ふ。日本人は非常に直覺力が発達している。ザヴィエルも、日本國民は東洋において最も理解の早い國民であると言つております。こつなつていふ点は、繪画とか音楽から養成されて来る。そこで理論がないとして、理論といふものは研究の上、形式できないという御認定で

あるのかどうか。理論がないけれども、この理論は、あなたも造詣が深いとおつしやるのですが、これはどうして不可能な問題であるとお考えになつておるかどうかというのを伺いたい。今柏原政務次官のお話は、私の聞いたのと見当が違つて自分の私見を申された。そうでない、国会の意思によつてこの委員会ができたこと、小宮校長の意見を尊重するか、どちらを尊重するかというのを聞いたのであつて、一分間でお答えになればいい。どつちを尊重するか、あなたが、私はそう考えるでは困る。文部大臣を代表しておつしやるならば、そこをはずり簡単明瞭に、一言でわかる、その一言をお聞きしたい。どちらを御尊重になりますか。

○小宮参考人 邦楽は理論的な研究ができないとは私は思つておりません。ただ今までの研究者が理論的なものをあつともこしらえていないという事実はあるのをごさいます。

○柏原政府委員 先ほど長々申しましたが、その結論は国会の決議を尊重する。そのようにきめるのが当然である。最後に申したはずであります。

○岡谷委員 私は考えるでは……。

○柏原政府委員 それは途中はそうでありましたが、しまいはそういう結論になりました。

○水谷(昇)委員 小宮校長さんにお尋ねするのでありますが、私は音楽については一向無学な者でありますので、質問の的ははずれるかもしれません、あらかじめ御了承の上、よくわかるように御説明をお願いしたのであります。この間小宮校長の大学に邦楽を入れたいという理由として、三点をあげられ

ておつたのでありますが、簡単に申しますと、第一は金の問題である。第二は理論的、歴史的の研究ができていないということ、第三は教育の方法として技術ばかりで理論的に段階的に教えることができないのだというように三点を伺つたのでありますが、私の今申し上げました以外に、もつと重要なことがありでありましたら、もう一回つて加えて御説明をお願いしたいと思います。

○小宮参考人 私の理由とするところは、今仰せになりました三点で盡されていると思う。ただ三点の中で重要な重さの点から申しますと、第一よりも第二が重い。第二よりも第三が重いというふうな重みのつけ方が一、二、三と違つていただけのことです。

○水谷(昇)委員 それではお尋ねいたしますが、邦楽は将来において発展性がないのかどうか。将来の日本音楽としては、極端に言うが無益であるか、あるいは価値がないのであるか、有害となるのであるか。それから藝術大学に邦楽科を入れたいという國民感情を、校長は無視されるのかどうかということ、それから教育基本法によりまして、教育の機会均等ということがあるのではありませんか。これを御尊重になられるのかどうか。小宮校長さんが校長として訓育せられた在學生、卒業生が、一般の教養をより以上に欲し、人格の向上をいねがつて、さらに家庭制度なる封建性を打破して、邦楽の革新を熱望することを否定せられるかどうか、もし否定せられるとすれば、みずからの教育によつて制度がさういうふうに向うして来たものでありますから、自分の教育を否定することにな

るのではないかと考えられるのであります。これらの希望を達成せしめ、教養することによつて、校長さんのおつしやる、つまり将来校長の理想とする理論の発展を実現するのではないかとと思われるのでありますが、この辺の御意見を伺いたい。教育は私はものを殺すようなことをしてはいけない、すべて生かして行くということではない、すべからぬと思ひます。現在音楽学校において能楽と長うたと琴との三科が正科としてあるものを、これを今度の大学には入れないということは、一面から言うて殺すようなことになると思うのであります。これは教育の精神に反するものではないかと考えられます。西洋音楽に對しまして、じやまするものでもなく、洋楽とともに生きて行くこととするのでありますから、私はそういう生きて行くという般若の精神で行きたいと考えるものであります。この点についての御意見を伺いた

い。それから校長さんが計画をせられた研究所の設置というものは、今日では実現しない。このままでは邦楽は自然に消滅するよりしようがないのであります。元來この問題は單なる學者の藝術論上の問題ではないと思ひます。一國の文化行政の問題でありますから、金の問題については校長先生が一人御心配にならなくてもよいものであります。ことにこれは一つの学校内の小さい問題ではない、こう考えるのであります。以上のような点について納得の行くような御説明をいただきたいと思ひます。

○小宮参考人 邦楽の將來の發展性という問題になりますと、これはどうも私一個の意見になるかもしれないと思ひますし、また發展性があるかないとかいふ問題は、水かけ論になるおそれがあると思ひます。実は私は邦楽には將來の發展性はないといふふうには考えられないのです。その意味で邦楽の將來に對しては私はスケブチックなんです。その理由は、邦楽は長い歴史を持つてゐるには違ひないけれども、しかし琴だの三味線だのといふものは、徳川の時代になつてから發達したものであります。また徳川の時代に完成したものでございまして、いわば徳川の町人の趣味あるいは感情、あるいは思想といへば言い過ぎるかもしれませんが、そういうものを表現してゐるものではあるけれども、もつと古い時分からの、二千年なら二千年の歴史を貫いて日本に流れてゐる日本の民族精神といふふうなものを、十分に表現し得てゐるものとは、私は考えられないのであります。ことに江戸時代には、音楽は遊里の生活と結びつき、あるいは芝居と結びついて、江戸の町人一般の好尚を代表し、また好尚をしつて來てゐるような形になつております。その徳川の町人文化といふものは、たいへんいいものもあるし、また一方からいへば、今日の時勢には非常に適しないものをたくさん持つておる。そういうふうな意味で、琴だとか長うただとかいふもののいいものと悪いものをよりわけ、今日の時勢に適するとか、あるいはこれから先文化國家としての日本人の榮養の源になつて、新しい力を奮い起して新しい仕事をしようという、その仕事の燃料を供給することができるような力は、

持つていないと私は信じております。第二番目に移りますと、國民感情の問題をどう考えるかというお話でございましたが、私の考えによりますと、この國民感情といふものが、はたして長うたあるいは筆曲、そういうものだけによつて國民感情が満足してゐるかどうかといふことは、よく／＼考えてみると、相當疑問ではないかといふふうに思われる。たとえば民謡とか子守うただとか、ああいうふうなものは、長い年月の間に土の中から生れ出て、土のにおいを持つてゐるものであります。これこそむしろ國民の血の中に流れてゐる根本的な感情を表現してゐるものではないかと思ひます。しかし三味線とか長うたとかいふことになると、そういう土の中から生れ出たものを、その土を洗い落してしまつてお座敷へ上げて、お座敷の中で發達したものが、琴だとか三味線だとかの曲だといふふうには私は考えております。従つてこれをもつて國民の代表的な音楽である、あるいは國民感情の全部を表現してゐるものであるといふふうには考えて、そういうものを入れたいのは日本の現在の國民感情にさからうものであるといふふうな説をお立てになるのは、私には少し合点が行かない点だと思ひます。それは一般的に抽象的に申しまして、日本に古くからある音楽を日本の國立の大学に入れたいのは不都合ではないかと言われれば、それはその通りであります。具体的問題として、琴をなぜ入れないか、入れないのは國民感情に反する、あるいは長うたとか三味線を入れるのは國民感情に反する、こうおつしやることは、現在の長うた、琴というも

の、どのくらいな程度に國民に瀰漫しているか、あるいは國民全体についてどのくらいな程度三味線を喜び、琴を喜ぶようになっていくかというふうなことを、もう少しはつきりつき詰めた上でないか、なか／＼結論は出ないではないか。事実私の狭い経験でございすが、私の方の音楽学校で邦楽科の演奏会と洋楽科の演奏会と日を違えてやるのがたび／＼あるのでございますが、その場合でも、聞きに来る人の数から申しますと、邦楽の方へ聞きに来る人の数はたいへんに少い。これは單に私の方の邦楽の扱い方がこれまで冷淡だったとか、あるいは洋楽の方は優遇したとかいうふうなことではなくして、一般の傾向がそういうふうなところにあると見てさしつかえないのではないか。それはたとえ毎日曜日にやつておる放送局ののど自慢を、ごらんになつても、のど自慢に出て来るパーセンテージは、日本の音楽をやるのと、西洋風の音楽——西洋風の音楽と申しまして流行歌とか主題歌などでありすが、そういう西洋風の歌を歌う方の人がはるかに多い。しかも日本流の三味線を使い、あるいは琴を使つて、のど自慢をしようというふうな人のパーセンテージは、非常に少い。そのことから考えても、そも／＼長うたを入れないから、あるいは能を入れないから、あるいは琴を入れないから、國民感情にさからうというふうな結論は、出て来るはずがないように思う。

思をお前は否定するの、か、しないのかという御質問でありましたが、私はもちろんこれを否定はいたさないのであります。革新するのはいつこうです。家元制度などというものは、日本の音楽を毒していることはなほだしいものでありますから、そういうものはどうだんこわれてしまふの、いい。従つて若し人が革新の意氣に燃えて、そういうことをやることは、私は賛成であります。ただ私が考えるのは、邦楽を勉強して、いながら、邦楽の革新はできない、できないのではないけれども非常にむずかしいというの、邦楽の人たちはやはり家元制度の中に育つて来た。家元もしくは家元に近い者から教わつておるの、でありますから、どうしてもそういうふうな空氣にかぶれやすいし、人情上そういう者は当人はそういうふうなものに巻き込まれないつもりでも、自然とそういうものに巻き込まれる傾向がございします。のみならず私から申しますと、今まであるような邦楽を使つて、その邦楽の上に西洋音楽のようなのを継ぎ木をして、その継ぎ木をしたものから新しい日本の音楽をつくらうとするのは姑息な手段であつて、事實は本人がやろうとし、また天才が出て来れば、それは革新はできなくはないと思つておりますが、一般的な考え方としては、そういうことは私はどうも——どうもといふのは言ひ過ぎかもしれませんが、非常に困難なことである。それよりも私の言ひは、西洋音楽の知識を十分に取入れて、そして一方では三味線を捨てられない人、あるいは琴を捨てられない人は、家におつて琴を勉強し、三味線を勉強しながら新しい西洋

音楽の知識なり、あるいは新しい現實の感覺なりを積み重ねた上で、日本音楽に關して日本音楽を革新するというのが一番近道だろうというふうには私に考へておる。これは事實邦楽の學生にも私はそういう話をしたこともあるのであります。

研究所は、今年は例の經濟九原則で吹き飛ばされてしまつたのであります。これは私は來年の予算を請求して、來年度にせむつくりたい。これはまた文部委員會の方々にもお願いしたいのであります。これは今年も再來年にでき上るよう御助力が願ひたいと思つております。実はもし音楽研究所ができたときには困ると思ひまして、文部省から、人文科学研究所というもので研究の保護をする制度ができております。実は音楽研究所でやつてもらうと思つていた問題の一つ二つは、もうすでに人文科学研究所から研究費をもらひまして、ぼつ／＼やりかけてもらつておるのであります。これがつまり音楽研究所ができればそれを音楽研究所へ持つて来て、もう少し金をかけてもいいような方法をもつてどん／＼發展させて行けるだらうと思つております。今芽をふき出しておるような形で、一つ、二つ願ひ出ているのがあるのであります。それで音楽研究所ができたければ、邦楽はどうなるかというお話でございますが、邦楽はまだ実は音楽學校としての邦楽科というものは三年間あるのでございします。三年間の人たちが、みんな卒業してしまつたあとで、つまり初めて邦楽科の若い學生ががらつぽになるわけでありまして、これ

は一年や二年遅れてもちゃんとした音楽研究所ができて、そして一方では研究していながら一方ではそこで別科として教育を受けるようにすれば、それで一年、二年の遅い早いは、將來の長い眼で見れば大した問題でなくて済むのではないかと、そういうふうな考へております。

○水谷昇委員 それから一國の文化行政の問題だと思ひますが、その点についてはどうお考へになりますか。

○小宮參事 もちろんそれは一國の文化行政の問題だと思ひます。なまにきを言うようでございます。けれども、私も單に洋楽がいいとか、邦楽が悪いとかいうふうな、そういう立場からでなくて、日本のこれから先の文化國家として進展して行く上に、こういうふうなことをする方が必要だといふやうな意味で、実はそういうことを考へたのであります。

○水谷昇委員 第一番の邦楽が發展性がないというお考へであります。これは意見の相違であります。この点は問題にならぬと思ひますが、先生の立場によりますと、邦楽は徳川時代に發達したものである。商人の趣味、感情、思想を表現しておるものであつて、土から生れ出た、この点が開却せられておる、こういうことであります。これは環境を與へさすことができると思ひます。

それから國民感情を無視するか、しないかという問題で、校長のお考へでは三科だけに限定してきめるようでありすが、私もまたこの三科だけで邦楽全体を代表しておるものとは思われない。だから私はこの三科だけについて

論じているのではなくて、邦楽というものについて考へておるのであります。から、この邦楽のうちどれを取入れるかという選択は専門家の人がよく研究して取入れたらいいと考へるのであります。そういう点から、やはり邦楽全体から言へば、國民感情としては大學に入れてよりよい發展をさせてもらひたい、こういう感情があるから、その点を校長は輕視せられるかどうかといふことをお尋ねしたのであります。具體的には校長の言われるように、土の中から生れ出たこの日本の民族の思想を表現したものを適當に取入れることはまことにけつこうだと思つております。

それから校長が教育をしたその結果、革新的な希望を持ち、そういう熱意を持つていふ／＼向上しようといふこの教育の効果を、今中途でとめてしまおう、こういうことはまことに残念だと思ひます。ただいまの御説明によりますと、先生が封建的な區域を脱しておらぬから生徒がそれに巻き込まれるのだというが、そういう欠点を認めておられるならば、そういう欠点を除却するやうな環境をつくり、また指導をする、こういうふうに行くのが私は教育だと思ふ。その点が私は意見が違ふのであります。この点についても一ぺん御意見を伺ひたい。

それから研究所の問題であります。私も研究所よりは大學に昇格をさせて、邦楽を發展させて行きたいという希望であります。ほかの委員諸君はどうか存じませんが、私どもの考へから言つて、校長は研究所を今年でなければ來年、來年でなければ再來年というお考へであります。これ

ども、それは協力がしにくい形になるわけであります。

それからただいまの音楽学校は三年制があるのだから、これが全部廃止にはならない、一年、二年遅れてもいい、こういうお考えであります。校長の御意見によれば、これは一年、二年あるいは三年遅れてもいいかも知れぬが、これに満足しない者の考え方から言ふと、この際遅れてしまふと取返しつかない、こういうような気分の違いであります。この点をよく御了承を願ひまして、主観的な考えから、この邦楽が大学に入れられるか入れられないかという重大な問題でありますから、特に考慮を煩わしたいと思つて重ねて御答弁を願ひたいと思ひます。

○小宮参考人 封建制に育つた先生方に頼んで教えてもらつてゐると、学生も、そういう氣はなくとも、自然と巻き込まれるおそれがあると申しました。これはつまり技術のできる人が、これまでずっとそういうふうな世界に育つて来た人でありまして、どうしても新しい人を入れるということが不可能なような状態になつております。そこへ新しい空氣を注入するということは、ちよつとできないのであります。

それから二年、三年待つたつてよくはないかというの、私はむしろ、大局のことを考へて、長い目で見れば二年三年待つというふうなことは、名目からいへば、すぐ今年入らなければいけないというところになるかも知れませんが、それでも、そうでなく、日本の音楽の將來をどうすればいいかという観点に立つて考へれば、一年や二年の遅れは大して違ひはないのじゃないか。私はあなただけのお説を伺つても、なお

○水谷(昇)委員 もう一つ、國民感情の点で三科目にだけということとを固執せられたようでありまして、私の意見に對して御意見はどうですか。

○小宮参考人 それは、もしどうして邦楽を置く、大学に入れろというふうな御説の場合に、最も重要だと考えられる日本の音楽の中から、たとえば今までのようなものでなくて、別なものをより出して來てもいいというふうなことならば、それはまたそれで考える余地が相当あると私は考へます。

○水谷(昇)委員 最初の日に、邦楽は能樂、琴、長うたの三者で代表することとは適當でない、全部にするとも過ぎる。そこで金の問題が起つて來るのだというお考えでありましたが、私はその最も適當なものを選んで、そうしてまずそれを正科にして、さらに研究して入れるなら入れて行くという段階を追つて進んだらいいと考へます。従つて金の問題のために、昇格をさせるとかさせないとか、入れるとか入れないとかいうことは、問題にならないと考へる次第であります。小宮校長の最後の御意見といたしまして、この國會の方において決議したことは、それに賛成せざるを得ない、こういう御意見を伺ひましたので、私も適当に審議したいと思つた次第であります。

○千賀委員 簡単に関連質問をさせていただきます。私は一つの意見を前の委員会でご発表しておりますので、小宮校長に私の意見の一端は知つてもらえるだろうと思ひます。どうか速記録をお読み願ひたいと思ひます。論議はされ盡しておりますから、この上の議

論は必要がないと思ひますが、ただいま伺つておれば、小宮校長自身のお考えでは、すでに行き詰つておると思ふのであります。あなたは西洋音楽心酔といひましようか。われ／＼は心酔と申します。心酔のために他を省み

る余裕がない。これはあなた一個の意見か、音楽学校の西洋音楽に關しておられる教授諸君の代表意見かどうか。しりませんが、いづれにしてもわれ／＼の日本音楽を課程から抹殺すべからずという意見を持つものに対しては、これは観点をかえて、あなた方が扱つたのでは、もうここまでより行けないといふことがありまして、廣く知識を日本中に求めたならば、われこそは音楽学校の日本音楽の担任をして、確かに日本音楽に學問としての生命を與えて見ようという人が必ず出て來ると思ひます。みづから行き詰つた以上は、そういう道をお考えになる手も十二分にあると思つてございします。そこで國會が日本音楽を取り入れるべしと言ふか言わないか、これは今後のこと

でございします。われ／＼委員会の多数がいずれに意思を表示するかは、少くともこの問題に關しましては、われわれは四百六十名の國會からその権限を委託されておるものでありますから、われ／＼の意見はすなわち國會の意見になるのであります。そこでわれわれが多数をもつて、今あなたの議論、あなたの考え方を無視しまして、音楽学校から日本音楽を駆逐すべからずという意思表示をした際には、適當な方法をとつていただきたいと思ひます。また文部當局のお考え方も、専門家なるがゆゑに音楽学校の意見を尊重

するのだといふことを一筋に固執をするならば、何を好んでこの國會に四百六十名の代議士を日本の中から集めて、國政を審議させる必要があるか。経済に對しては経済の専門家が、美術に對しては美術の専門家が、ことごとくの専門家の意思を聞いて、専門以外の者の意見というものは一切われ／＼の関知するところでないという態度になりましたならば、まづた國會なんか必要はない。さうなことはわれ／＼は一切承諾することができません。それを推し進めるならば、あなた方文部當局でさえも、われ／＼多数の議員の意思のもとにあるじやないか。あなた方個人で質問しておるのではない、文部大臣、文部次官といへども、議員の總意のもとに立つておるのです。こうして政治の根本がある以上は、いかに専門家の意見を尊重すべしとはいひながら、これに偏重すること、決して現代の政治において許されることではありませぬ。これを取捨選択よろしきを得て、ほんとうに國民の福のために、専門家の意見あるいは議會の意見、この両方を按配して、最もよき線をつづり合せて行つてもらうのがあなた方の任務だと思ふ。われ／＼はあなた方にしかく要求いたしておるのであります。かような点から申しましても、先ほど來文部當局が言つておられる意見に對しましては、私も満足でありませぬ。文部當局が依然としてさうな態度で、この問題に限つては専門なるがゆゑに専門家の意見を尊重するといふことでおいでになるならば、われ／＼は最後にわれ／＼の信念によつて、あなた方がわれ／＼の對抗する目標であるといふことになつて

來るので、この点はあらためて御決心が承りたいのであります。

○柏原政府委員 私が申しましたのは、専門家の意見偏重というつもりで言つておるのではないのであります。國會できめたら、専門家がかりにさばいても押えてしまふのかという御質問に對しまして、宗教とか藝術とかいふ問題は多数できまらぬ場合もあるといふことを申し上げたのであります。それは古今の歴史が証明しておるのであります。ただ最後の結論といたしまして、文化財保存法ができて、それを文化財として指定するかという問題につきましても、まづ／＼な意見が出るだらうと思ふ。そういう意味でこの邦楽の問題も非常にむずかしい問題である、こゝ一例にとつて私は説明したのであります。結論といたしましては、小宮さんも、國會で決議してもらへばその通り従ふと言つてゐるのであります。また文部省といひましては、國會で決議したら文化行政として従ふのは当然であつて、ことに民主主義の原則としては、太陽が月のぐるりをまわるのがほんとうか、月が太陽のぐるりをまわるのがほんとうか、多少間違つておりましたも、かつての歴史において間違つた決議でありましたも、多数が押した場合は眞理として通ずるが民主主義の政治だと思つてあります。判決は千年の後にはまたなければならぬけれども、その当時として多数がいいと言つたのに従ふのが、民主主義の國の文化政策だと思ふ。そういう意味におきまして多数の者がよろうといふことになりましたら、政治の段階としてはそれに従ふのが當然だらうといふふうに私は思つてあります。

す。間違つておつても申しませんが、間違つたこともかつての時代には眞理として通つたこともあるのであります。だから判決は千年の後にまつこととして、現段階においては國會の意思の通り決定するのが当然であると存じます。

○原委員長 なおこの際皆さまにお諮りいたします。その筋より法制局長が出頭を求められまして、委員各位に傳えてくれという案件がございますので、法制局長に発言を許したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 それではさうにいたします。法制局長。

○入江法制局長 衆議院の法制局長であります。最近の機会に關係方面から私に對しまして、當委員會で御審議中の教育職員免許法案につきまして、かういふ点を修正してみてもどうかという一つの参考意見の提示があつたのであります。これをとるとなれば委員會で自由に御判断願ひたいという趣旨でありますけれども、一應お傳へいたしまして御参考に供したいと思ひます。

その点は教育職員免許法の第五條に關連いたしまして、第五條第四号に、禁錮以上の刑に処せられた者に対しては免許状を授與しないと書いてありますが、これでは禁錮以上の刑に処せられると長く免許状をもらえなくなる、これは少し行き過ぎではないか。一定の時期を限つて、あとは免除してもよいではないかという一つの意見であります。

いま一つは同條の六号にあります「日本國憲法施行の日以後において

て、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨、その他の團體を結成し、又はこれに加入した者」とありまして、そういう者にもやはり授與することができないことになつております。この最後の点につきましては、これは一つの思想の自由を不当に圧迫することになりはしないかという点の疑問を持つていふというようなことを言つておりました。

この二点につきましては、私は法律上の観点から考えますと、教職員というものは、やはり特別な公務員でありまして、一般の公務員よりもさらに特殊性を持ち、精神的な面が強い、そういう趣旨でこの規定ができてゐるものと思ひます。そこでこの「禁錮以上の刑に処せられた者」ということにつきましては、刑法の最近の改正で以後十年間に罰金に処せられなかつたならば、十年たつとその刑の言い渡しに効力を失ふという規定もありますので、別に悪いことをしないで済めば、十年たてばよくなるということになつてゐるから、結局十年間の制約になるかと思ひますので、あるいはこの程度ぐらいのことがよいのではないかと思います。

あるいはまたそれをもう少し短かくすることもある一つの意見かと思ひます。それから最後の「政府を暴力で破壊することを主張する」云々というのは現在

國家公務員法にもありまして、國家公務員法の制約よりもこの教育職員の方をさらに軽くするということはいかにもおかしいような気がするものであります。この最後の問題は、國家公務員法あつて、教育職員の免許法だけで解釈

するもの、法律の建前上どうであらうかと考えます。これは私自身の法制的な見解でありまして、先ほど申しましたその筋の参考意見というものと私の一應の見解とを申し上げまして、すべて御判断は委員會において適當にいたしていただきたいと思います。それだけ御報告かた／＼参考に申し上げておきます。

○小林(運)委員 國立學校設置法の提案理由の説明の際に、政府當局から今回の六十七校のほかに、秋田、上田の大學設置に對しましては、文部大臣より設置委員會に諮問をしたというお話がございましたが、われ／＼はこの問題につきましては、非常に前から文部當局にいろいろ／＼お話を申し上げておる次第であります。特に先般の委員會におきまして、この學校の問題につきまして諮問をいたしましたときに、詳しく申し上げました通りであります。今になつてようやく設置委員會に諮問したというお話であります。その設置委員會に諮問いたしました内容、またどうして今ごろになつてそういう諮問をしたか。しかも諮問をする際には、大体当該學校の調査を設置委員會がしておるはずであります。さうな文部當局の諮問の線に沿つてかような調査をしたかどうか。その二点を伺いたしたいと思います。

○原委員長 小林君、時間がございませんで、はなはだ恐縮であります。その答弁は明日に延ばしていただきますと思ひます。明日も質疑を継続いたしますから……。

○小林(運)委員 それは、実は聞くと

会によつてこの問題が大体方向が見出されると思ひますから、本日ぜひ御答弁を願ひたいと思ひます。

○原委員長 時間がございませんから、簡單に願ひます。

○日高政府委員 ただいまの御質問に對して要點だけ申し上げます。大學設置委員會と文部省との關係は、この前申し上げたことがありますが、教育行政に關する限りは文部省が責任を負うべきであるという建前で來ております。文部省が設置しております學校については、文部省が原案を提出してそれが大學として成立し得るかいなかの可否を決定するのが大學設置委員會の任務というふうに考えておりました。それは大學設置委員會との打合せにおいてさういふふうに考へておつたのであります。さういふ方針で参つたのであります。學校及び地方と文部省との意見が一致しない場合に、大學設置委員會の考へ方をもう少し／＼を廣げて諮問したらどうかということ、問題は非常にシリアスな問題になるものでありますから、大學設置委員會に於いて、いろいろ／＼困難な大學設置委員會に轉嫁することをおそれまして、なるべく文部省との話し合ひで済めたいと思つたのであります。不幸にしてそれができませんので、大學設置委員會の常任委員會に諮りまして、審査の範圍を特に廣げてもらひまして、特別の審査にかけてあるわけであります。

秋田及び上田の專門學校につきましては、前から予備の審査をして、形式的には正式にかけたわけではないのであります。文部省として、その二つの專門學校を何とかして大學にしたいという意図は、初めから持つておりま

したし、すでに非公式に予備的な審査をしてもらつておりますので、あらためて可否についての諮問をいたしてあります。文部省として私も委員の一人ではありますけれども、これに關與することは遠慮すべきだという見地から、私自身はその審査委員會には出席しておりませんので、内容についてはしつかりしたことを申し上げかねるものであります。二度か三度常任委員會を開きまして、明日の總會にかけることになつております。私はこの總會にも遠慮すべきであると思ひまして、出席をしない心組みでおる次第であります。

○小林(運)委員 ただいまのお話で大体了承いたしました。さういふことと、上田の纖維專門學校につきましては、單科大学として御諮問になつたのであります。その点を明らかにしていただきたいと思います。

○日高政府委員 今書類を持つておりませんので、詳しいことはあるいはもう關係の方には申し上げてあるかと思ひますが、私の記憶しておるところでは、文部省は國立の學校の二百幾つかを一々の原則によつて決定したいと思つてゐる。しかし左記の學校については、學校及び地元においてはこれを例外処置として取扱うべしという意見があつて、決定をいたしかねてゐるから、これについて大學設置委員會は独自の立場で判断をしてほしい、それを諮問する、大体さういふ前置きを置きまして、問題の所在の点を書いて、この点についての意見を求めるということになつて、大學設置委員會に諮つてあると記憶しております。詳しい書類は今持ち合せませんけれども、あるい

は関係の方にはお見せしてあるかと思  
います。さよう御承知おきをいただ  
きたいと思ひます。

○小林(運)委員 大学設置委員会は、  
大学を単科大学にするとか、あるいは  
総合大学にするとかいうようなもの  
ではないというお話があつた。それをわ  
けのわからないような例外処置とい  
う言葉で言われた。また今詳しくは知  
らないからあとでというような局長の  
お話でありましたが、そのところは非  
常にデリケートなところでありまし  
て、設置委員会がこれを答申した場合  
には、やはり文部省はこの設置委員  
会の答申に基いて國会に提案すること  
と思ひます。そこに非常にデリケート  
なところがありまして、今の局長の  
説明ではどうもよく納得しかねる。し  
かもあなた方は設置委員会の答申を  
大学の資格ありやいなやをきめる一  
番大きな資料にしているにもか  
わらず、それにあいまいな諮問を  
するということは、どうも解しか  
ねます。この点をもう少しはつき  
り御答弁を願ひたいと思ひます。

○日高政府委員 非常にデリケート  
だというお話でございますが、私の  
言葉使いそのものからでも誤解を  
生ずるおそれがありますので、は  
つきりした書類をとりまして、そ  
うして御納得の行くように後刻御  
説明申し上げたいと思ひます。

○原委員長 本日はこれにて散会  
いたします。

午後二時五分散会